

## 岡崎市地球温暖化防止隊の入会規則

岡崎市地球温暖化防止隊規約第5条及び第6条に規定する別に定める規則については、以下のとおりとする。

### 第1条（入会）

入会に当っては、当会の規約を順守すること。

### 第2条（会費）

会員の会費は次表のとおりとする。

| 区 分    | 年 会 費       |
|--------|-------------|
| 正会員    | 2,000円      |
| 法人賛助会員 | 10,000円（1口） |
| サポート会員 | 1,000円（1口）  |
| 学生会員   | 0円          |

### 第3条（会員証）

- (1) 会員に会員証を交付する。
- (2) 会員は地球温暖化防止隊活動を行う際には、常に会員証を携行しなければならない。
- (3) 法人賛助会員の会員証は、会員証の他に掲示用の法人賛助会員証を発行することができる。
- (4) 会員証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
- (5) 会員証を紛失したときは、直ちに事務局へ報告しなければならない。

付則 この規則は、平成18年6月17日から施行する。

平成 22年 8月12日 一部改正

2. この規則は、平成29年6月17日から施行する。

3. この規則は、令和2年2月13日から施行する。